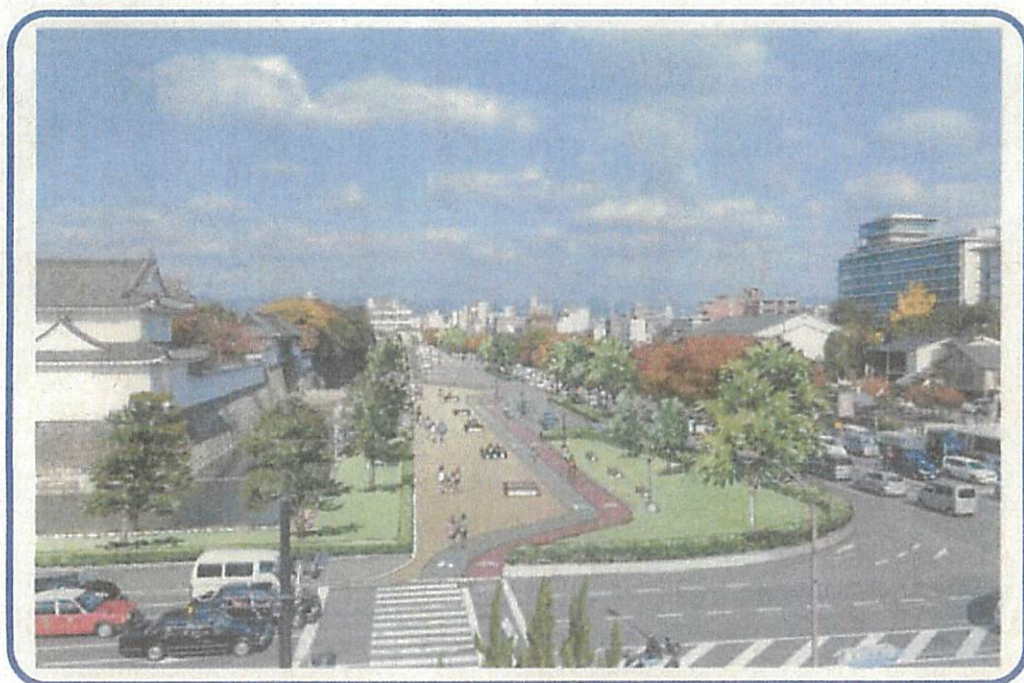


二条城東側空間の整備を行います。
ぜひ、皆様の御意見をお寄せ下さい。



京 都 市

平成26年12月

○ 二条城及び東側空間の現状

二条城は、慶長8年(1603年)徳川家康により築城され、三代将軍家光により伏見城の遺構を移すなどして寛永3年(1626年)に完成しました。慶応3年(1867年)十五代将軍徳川慶喜が大政奉還を表明し、その後二条城は朝廷のものとなりました。明治17年(1884年)に離宮となり、昭和14年(1939年)に京都市に下賜され、二条城の外堀を囲む道路も含めて、二条城全域が史跡に指定されました。その後、堀川通など二条城の外周道路が築造され、現在の形状となりました。

昭和27年(1952年)には、建造物のうち6棟が国宝、22棟が重要文化財、その他の二之丸御殿障壁画が重要文化財に指定されました。また、昭和28年(1953年)には、二之丸庭園が特別名勝に指定され、昭和57年(1982年)に二之丸御殿障壁画1,016面が重要文化財に指定されました。昭和49年(1974年)には広域避難場所に指定され、平成6年(1994年)には、ユネスコの世界文化遺産「古都京都の文化財」に登録されており、年間来城者数は、約158万人にのぼります。(平成25年実績)

築城以降、二条城の外側廻には空地が設けられており、現在では堀川通などの外周道路、東側の駐車場、北西の苗圃、押小路南側の空地等となっています。北西の苗圃は、現在はほとんど活用されていません。押小路南側にある敷地は、現在資材置き場として活用しているほか、その西側にはシルバー人材センターが事務所及び事業用に使用している土地・建物があります。

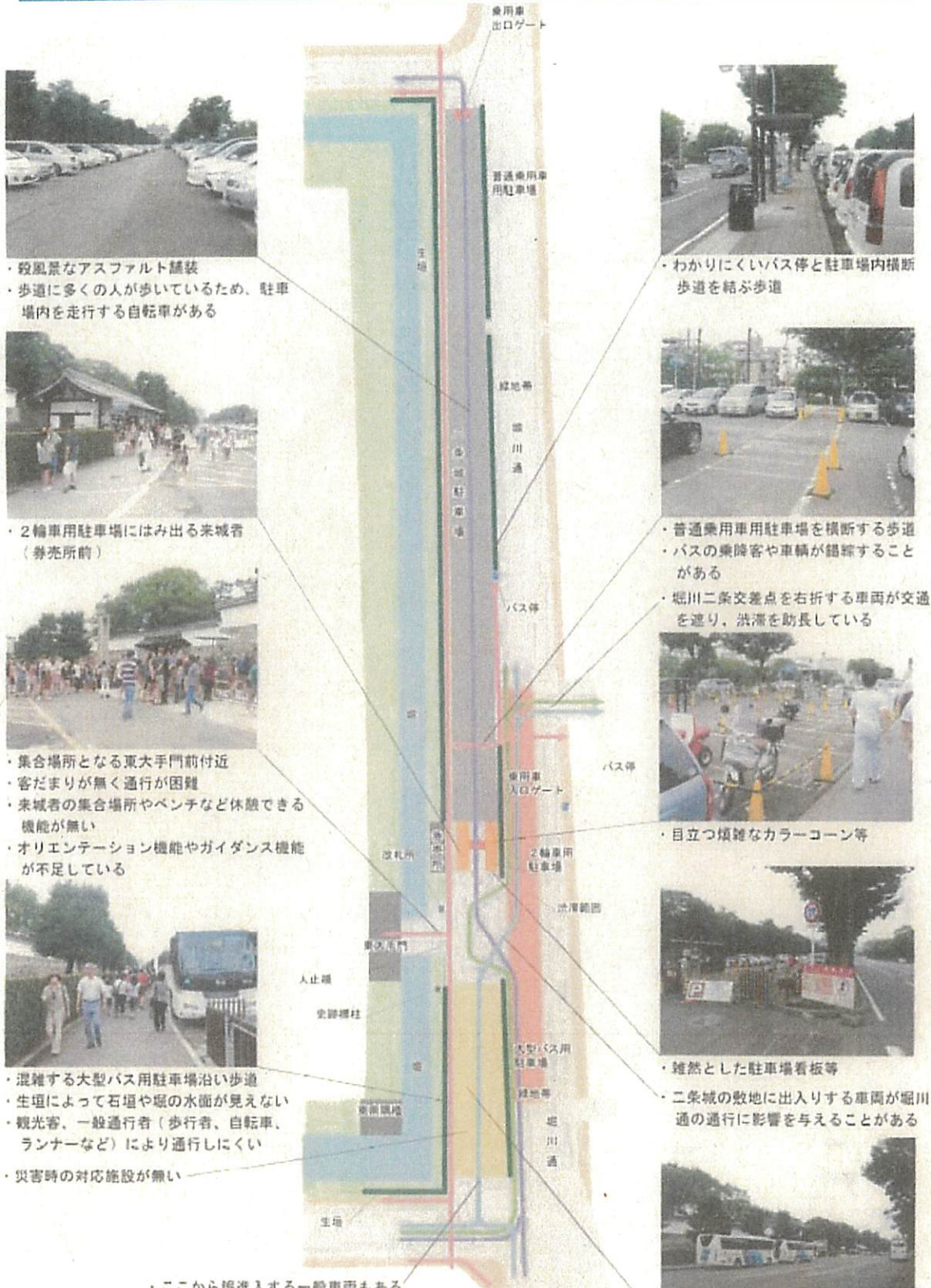
二条城東側空間には二条城駐車場があり、昭和44年3月から一般財団法人京都市都市整備公社(以下「公社」といいます。当時の財団法人京都市駐車場公社)が運営を行っています。ただし、敷地は本市の所有(二条城事務所所管)で、本市が公社に対し行政財産の目的外使用を許可し、公社から目的外使用料を徴収しています。

東大手門の前は二条城の玄関口であり、駐車場の進入路やタクシー乗降場などがあります。現在、二条城東側空間には、南北に歩道が縦断しており、来城者の他、一般の通行者、自転車、ランナーなど多くの人々に利用されています。

名称	面積	駐車容量	その他
普通車駐車場	3,900㎡	216台	東大手門より北
バス駐車場	1,250㎡	30台	東大手門より南
駐輪場(自転車及びバイク等)	350㎡	100台	東大手門より北
東大手門前スペース	600㎡		
歩道	1,200㎡		
合計	7,300㎡		

二条城東側空間の利用状況の内訳

○ 東側空間における課題



- ・殺風景なアスファルト舗装
- ・歩道に多くの人が歩いているため、駐車場内を走行する自転車がある



- ・2輪車用駐車場にはみ出る来城者（券売所前）



- ・集合場所となる東大前門付近
- ・客だまりが無く通行が困難
- ・来城者の集合場所やベンチなど休憩できる機能が無い
- ・オリエンテーション機能やガイダンス機能が不足している



- ・混雑する大型バス用駐車場沿い歩道
- ・生垣によって石垣や堀の水面が見えない
- ・観光客、一般通行者（歩行者、自転車、ランナーなど）により通行しにくい
- ・災害時の対応施設が無い

・ここから誤進入する一般車両もある

動線凡例

記号	内容
	歩行者動線
	乗用車動線
	大型バス動線
	タクシー動線



- ・わかりにくいバス停と駐車場内横断歩道を結ぶ歩道



- ・普通乗用車用駐車場を横断する歩道
- ・バスの乗降客や車両が錯綜することがある
- ・堀川二条交差点を右折する車両が交通を遮り、渋滞を助長している



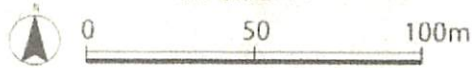
- ・目立つ煩雑なカラーコーン等



- ・雑然とした駐車看板等
- ・二条城の敷地に入出入りする車両が堀川通の通行に影響を与えることがある



- ・堀川通側からの二条城への景観を阻害する大型バス



1 整備の目的

東側空間の現状や課題を踏まえ、東側空間の整備の目的を以下のように設定します。

- (1) 二条城の玄関口である東側空間の景観を改善します。
- (2) 来城者や市民の方々に文化遺産二条城の魅力を伝え、保存・継承への関心を高めて頂きます。
- (3) 来城者、車両及び一般通行者の安全性、円滑性を確保します。
- (4) 世界各国から訪れる年間150万人以上の観光客の利便性を高めます。

2 計画条件

東側空間の整備に当たり、計画条件を整理する。

- (1) 古図や古写真等資料を基に、本市及び二条城の歴史的経過を踏まえ、検討を進めます。
- (2) 遺構の保存を前提に工法を検討します。
- (3) 周辺道路状況や駐車場等の利用状況に留意します。
- (4) 関連する法令及び上位計画との整合を図ります。

【関連する法令】

文化財保護法、道路交通法、駐車場法、バリアフリー法、京都府福祉のまちづくり条例

【関連する上位計画】

京都文化芸術都市創生計画【改定版】、歩くまち京都総合交通戦略、京都市駐車場施設に関する基本計画、京都市緑の基本計画、京都市地域防災計画

3 整備コンセプト

(1) 威厳のある景観づくり

後水尾天皇行幸の際に行列をお迎えした広場として、東大手門と東南隅櫓などを見渡せる、威厳のある世界遺産に相応しい景観を確保します。

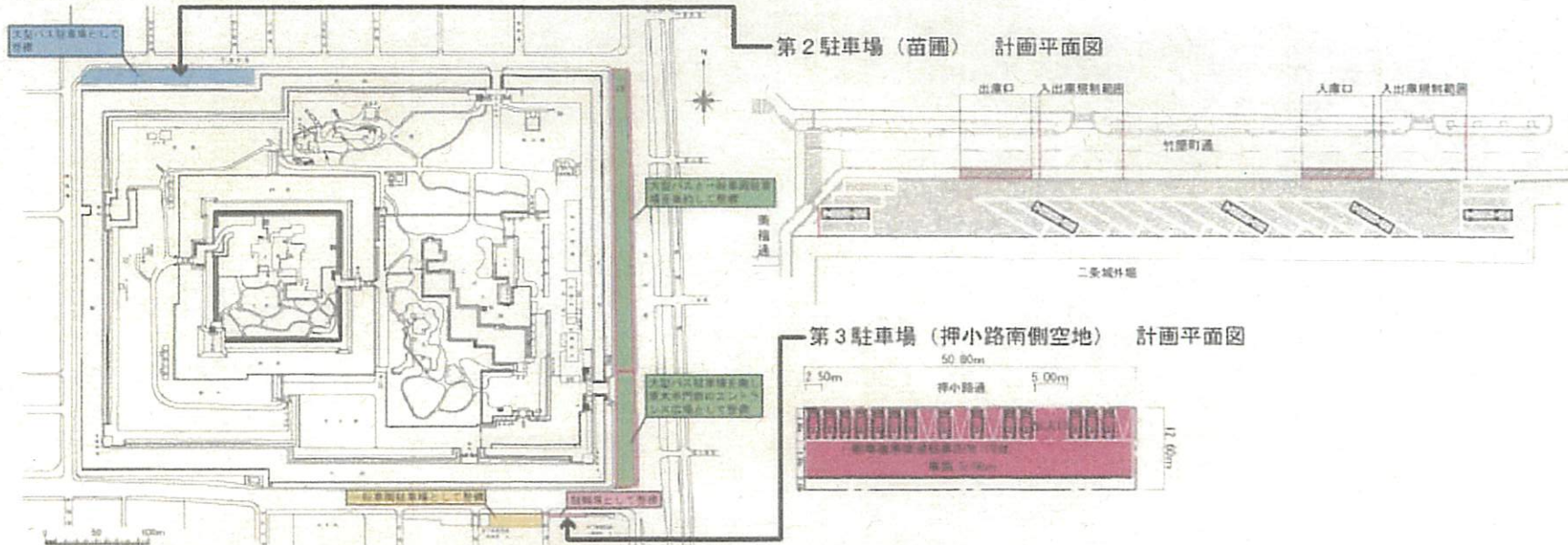
(2) 来城者や市民が史跡に親しめる環境づくり

史跡に親しむことができる環境を目指し、インフォメーション機能の整備、緑や木陰の配置した快適な空間の提供とともに、「歩くまち・京都」の施策とも連動した公共交通機関利用の促進と観光バス対策に配慮した二条城来城者のための駐車場整備を行います。工事については遺構に配慮した工事方法を採用します。

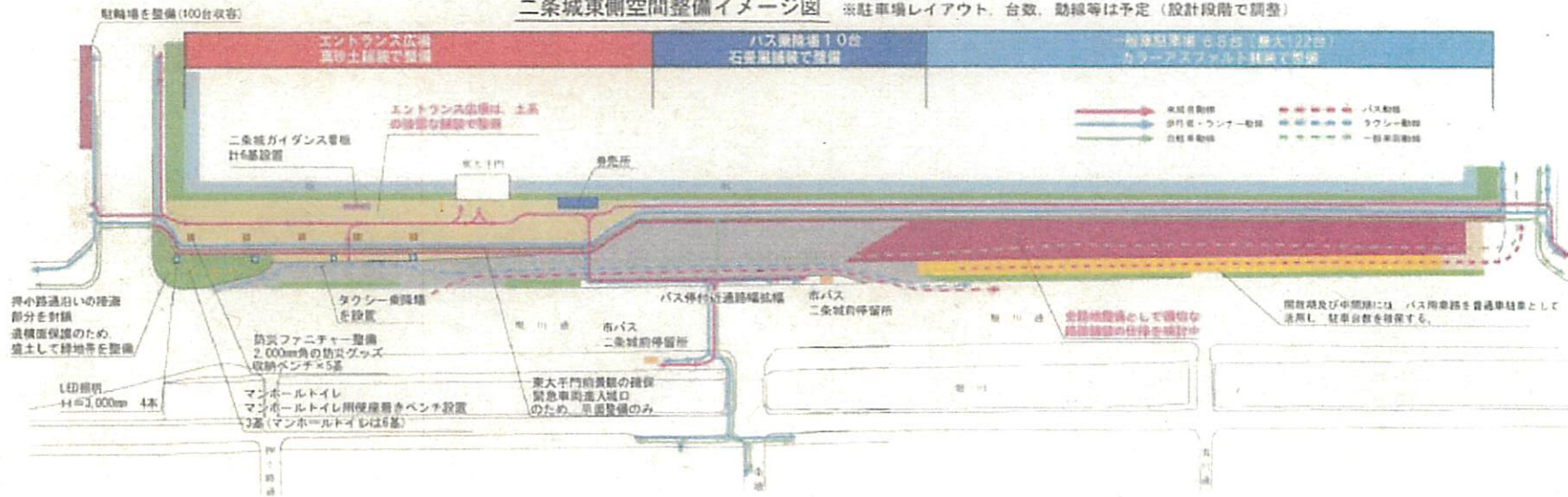
(3) 安心・安全な環境づくり

適切な施設配置により、世界各国から訪れる来城者のみならず、日常通行する市民（歩行者、ランナー、自転車）と車両の動線を整理し、安心・安全な通行環境を提供するとともに、二条城は広域避難場所でもあることから、防災に資する機能も合わせて整備します。

二条城東側空間整備計画案



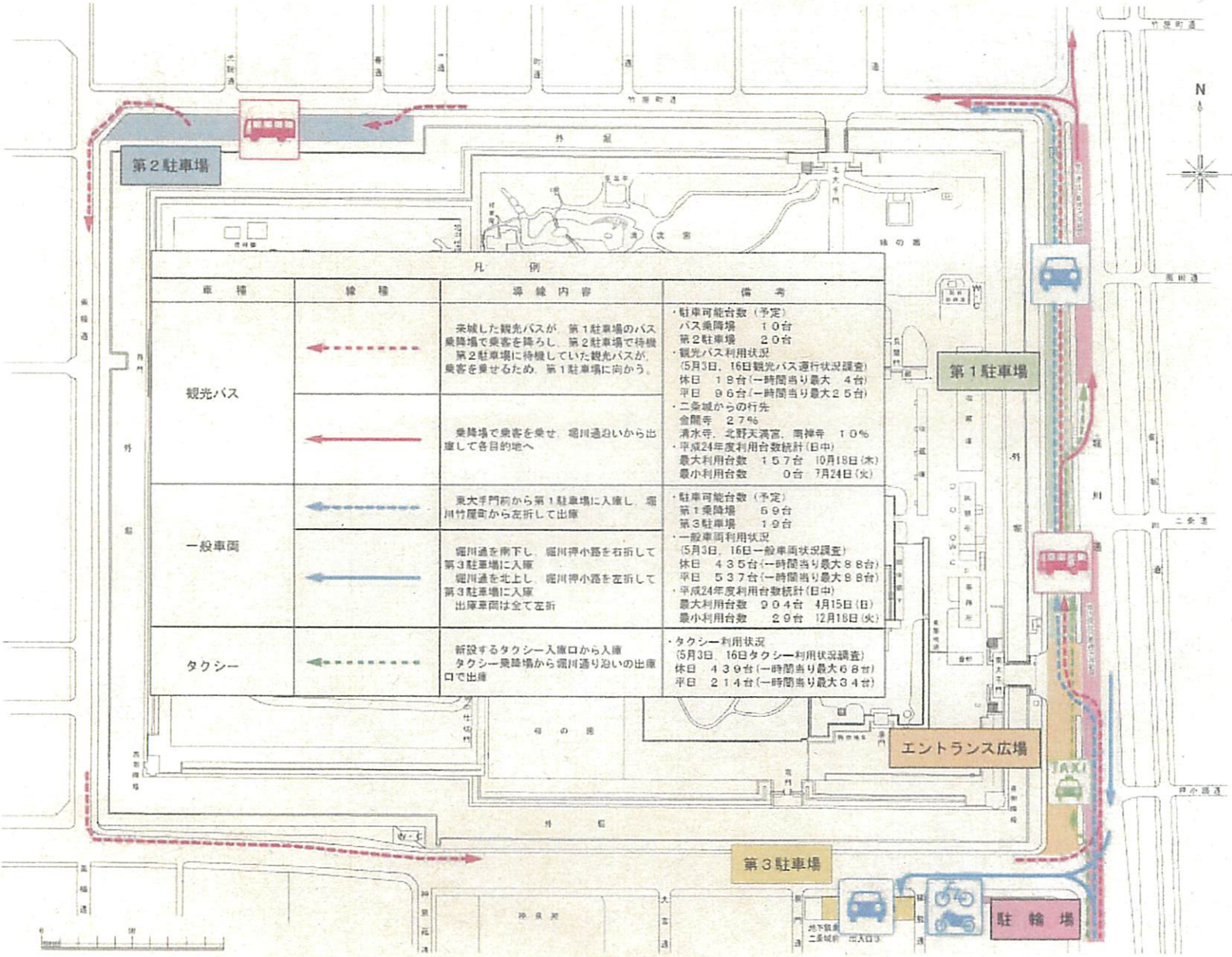
二条城東側空間整備イメージ図 ※駐車場レイアウト、台数、動線等は予定（設計段階で調整）



○ 全体計画図

○ 動線計画図

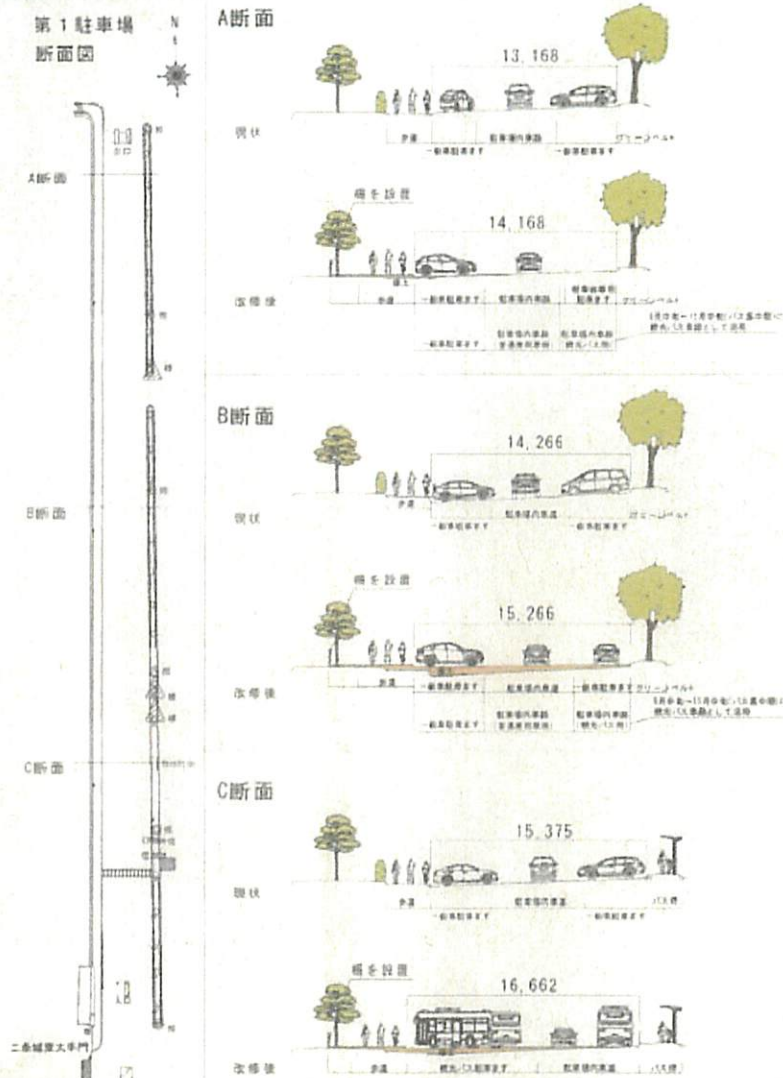
二条城駐車場等整備に伴う車両動線計画図



27-5-

○ 東側空間断面図

世界各国から訪れる年間150万人以上の来城者だけでなく、日常通行する市民の方々(歩行者、ランナー、自転車)に安心・安全な通行環境と二条城の景観を楽しむことができるように歩道を堀側へ拡幅したり、堀への転落を防止する柵を設け、歩道と自転車道を区別するなどの整備を行います。



○ 交通量調査

- ・現在、東大手門前から堀川通へ出る観光バスやタクシーの動線が錯綜している状態です。
- ・堀川二条交差点を起点に南へ200mに及ぶ渋滞が常時発生しています。
- ・東大手門前から堀川通へ退出する観光バスは、渋滞による交通の流れにうまくのって合流しています。
- ・まれに東大手門前を退出した観光バスやタクシーが二条通へ右折するために堀川通を横切り、交通を遮断することがあります。

第11回 京都市元離宮二条城保存整備委員会での東側空間整備に関する協議内容

■日時：平成26年12月26日（金）13時30分～15時16分

■場所：中京区役所4階第2会議室

■出席者：【委員】 尼崎座長，西副座長，小寄委員，小沢委員，斎藤委員，川端委員，
根立委員，村上委員，奥委員

【オブザーバー】 京都府文化財保護課 岸岡副課長（記念物担当）

（1）協議事項

- ・二条城東側空間は駐車場として利用されているが、バスが景観を阻害し、歩行者や車両の動線が重なって危険な状態になっているため、景観や機能の改善，安全性の確保を目的とした整備を行う。
- ・整備のコンセプトとして，(1)後水尾天皇行幸の際に行列をお迎えした広場として東大手門や東南隅櫓などを見渡せる威厳のある景観づくり，(2)来城者や市民が史跡に親しめる空間づくり，(3)安心・安全な環境づくり，を挙げる。
- ・(1)のために，エントランス広場の整備，東大手門の外側で改札を行うために券売所棟の移動を行う。
- ・(2)のために，生垣から柵への変更，ガイダンス看板の設置，二条城北西角（苗圃）と押小路南側の空気を整備することによる駐車・駐輪スペースの確保などを行う。
- ・(3)のために，歩行者・車両などの動線の明確化・整理を行う。
- ・平成27年1月下旬頃から市民の意見を聴くパブリックコメントを実施したい。
- ・平成28年1～3月に苗圃と押小路南空気の第2・3駐車場を整備し，平成28年6～9月に東大手門東側空間の整備を実施したい。

（2）協議内容

- ・整備コンセプトについて，**議題1**のコンセプト(1)に，「後水尾天皇行幸の際に」と書かれているが，文章を改めた方がいい。
後水尾天皇を先に出すのではなく，「外堀の外周には広い空間が設けられており，その空間が後水尾天皇の行幸に使われた」という順序で書くべきではないか。
- ・バスは東側のスペースを10台に減らした分，西の苗圃に20台分のスペースを確保する。
- ・券売所は，既存の建物を曳屋して再川する。
- ・柵は，東大手門前の視界を遮らないように専門のデザイナー等を入れて検討したらいい。
- ・外観は全体の空間づくりの中で工夫してほしい。実施設計などの段階でチェックしたい。
- ・第一駐車場の運営は，安全性確保のため有人で行う。
- ・今後市民からの意見も出てくるだろうし，それを踏まえた論議も必要になるだろう。とりあえず現時点では，一応同意を得たということにしたい。

二条城東側空間整備について

1 事業概要

二条城東側空間は、現在駐車場として運用しているが、観光バスの駐車により二条城前の景観を損ねており、また歩行者及び来城者の動線と車両の動線が重なっており危険な状態となっているため、文化庁と協議しながら二条城の玄関として相応しい景観及び機能の改善と、車両や歩行者の安全性の確保を目的とした整備を行う。

2 これまでの経過

25年2月5日	記念物保存整備専門委員会 ワーキング	・ 東側空間における課題提起 ・ 方向性の検討（ゾーニング、動線等）
25年3月26日	保存整備委員会	・ 上記会議の報告、検討
26年2月14日	記念物保存整備専門委員会	・ コンセプト、整備概要、スケジュールの 検討
26年3月19日	保存整備委員会	上記会議の報告、検討
26年9月2日	26年度第1回記念物部会	・ 整備内容の検討（景観の確保、柵、出札・ 改札の位置等）
26年11月4日	26年度第2回記念物部会	・ 整備内容の検討（広場の拡大、出札・改 札の位置、上位計画、今後の予定等）

3 整備のコンセプト

(1) 威厳のある景観づくり

後水尾天皇行幸の際に行列をお迎えした広場として、東大手門と東南隅櫓などを見渡せる、威厳のある世界遺産に相応しい景観を確保する。

(2) 来城者や市民が史跡に親しめる空間づくり

史跡に親しむことができる環境を目指し、インフォメーション機能の整備、緑や木陰を配置した快適な空間の提供とともに、「歩くまち・京都」の施策とも連動した公共交通機関利用の促進と、観光バス対策に配慮した二条城来城者のための駐車場整備を行う。工事については遺構に配慮した工事方法を採用する。 資料 1

(3) 安心・安全な環境づくり

適切な施設配置により、世界各国から訪れる来城者のみならず、日常通行する市民（歩行者、ランナー、自転車）と車両の動線を整理するとともに、二条城は広域避難場所でもあることから、防災に資する機能も合わせて整備し、安心・安全な環境を提供する。

4 整備内容

(1) 威厳のある景観づくり

- ア 東大手門や東南隅櫓等の威厳ある景観を確保するため、現在のバス駐車場部分及び東大手門前（北側多門堀前含む。）にエントランス広場を整備する。
- イ 東大手門正面の景観上支障となっている券売所棟や改札棟及び鉄柵など工作物を整理し、景観の改善を図る。なお、景観に配慮し、券売所棟を北側に移設するとともに、改札機能は東大手門の外側で行う。資料 2, 3

(2) 来城者や市民が史跡に親しめる空間づくり

- ア 来城者や市民が石垣や堀により親しみを感じてもらえるよう、風景を遮っている生垣を見直し、視界を確保するとともに、過去の姿を参考に柵に変更する。資料 4
- イ 史跡としての景観に配慮し、アスファルト舗装による路面仕上げを見直し、広場内は土系の強固な舗装、駐車場内はカラーアスファルト舗装等を使用する。資料 5
- ウ 広場南側に緑地帯を設けるが、遺構保護のため、盛土とする。
- エ 二条城の歴史や文化財がよくわかるガイダンス看板を設置する。
- オ 二条城に来城する観光客を迎えるための駐車場及び駐輪場として、観光シーズンに配慮した適正なスペースと動線の配置及び十分な収容台数の確保を行う。具体的には東側空間の東大手門より北側に観光バス駐車場と普通車駐車場を設置するとともに、二条城北西角の苗圃を観光バス駐車場、押小路南側の土地を普通車駐車場及び駐輪場として活用する。
- カ 現在の券売所や改札等を整理し、観光シーズンに配慮し適正な施設と動線の配置を行い、円滑な入城システムを構築する。
- キ エントランス広場内や堀端にベンチを設置する。

(3) 安心・安全な環境づくり

- ア 観光シーズンの混雑時（春のライトアップ等）に対応するため、全体に広くスペースを確保し、観光客・歩行者・自転車・車両等の動線を明確に区分する。
- イ エントランス広場や駐車場、歩道の十分なスペースを確保するため、生垣を見直し、過去の姿を参考に柵に変更するとともに、柵はできる限り堀寄りに設置する。
- ウ 駐車場を利用する車両の動線と駐車区画を適正に配置し、円滑で安心安全な通行環境を整備する。
- エ 東大手門より北側に十分なスペースを確保し歩道を設置するとともに、歩行者と自転車の動線を整理する。
- オ 堀川通北行バス停留所利用者の安全確保のため、幅員を 3m に拡幅する。
- カ 東側空間と堀川二条交差点を結ぶ安全な動線を確保するため、植樹帯の一部を 4m（3.5m の有効幅員と安全柵）に拡幅し、歩行者通行路として使用する。そのため街路樹のケヤキを一部移植する。資料 6

- キ 安全で円滑な駐車場運営を行うため、堀川北行のバス停留所の北側に、バスの出庫口を設置する。
- ク 車両の誤進入を防止するため、押小路通沿い接道部分を封鎖する。
- ケ 駐車場利用車との交錯を避けるため、エントランス広場の堀川通沿いにタクシー乗降場を設置する。
- コ 夜間、通行が安全に行えるようLED照明を設置する。
- サ 防災施設としてマンホールトイレ及び防災ファニチャーを設置する。 資料 7

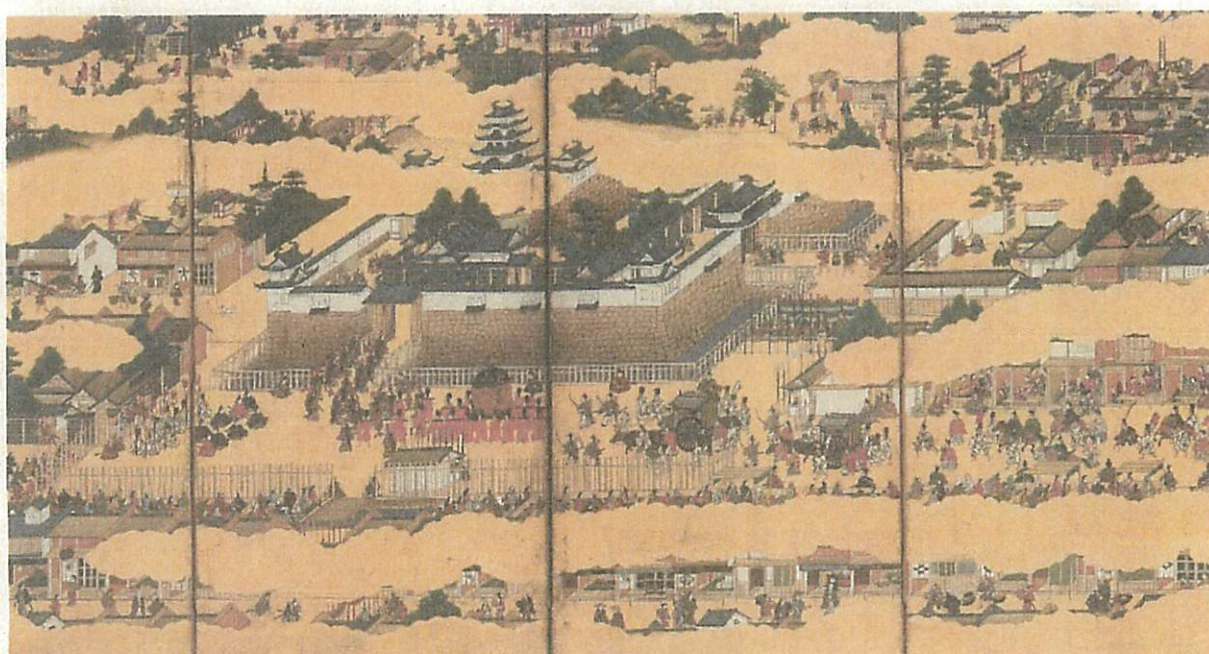
5 スケジュール (予定)

平成26年 4月～翌年3月	基本計画 (平成27年1月下旬～2月下旬パブリックコメント実施)
平成26年12月～翌年5月	基本設計 (経費算出, 工程計画, 地盤調査等)
平成27年 6月～7月	駐車場運営事業者プロポーザル
平成27年 7月～9月	実施設計
平成28年 1月～3月	第1期工事 (第2～3駐車場整備工事)
平成28年 6月～9月	第2期工事 (第1駐車場・エントランス広場整備工事等), 駐車場運営業者工事

< 資料 8 >

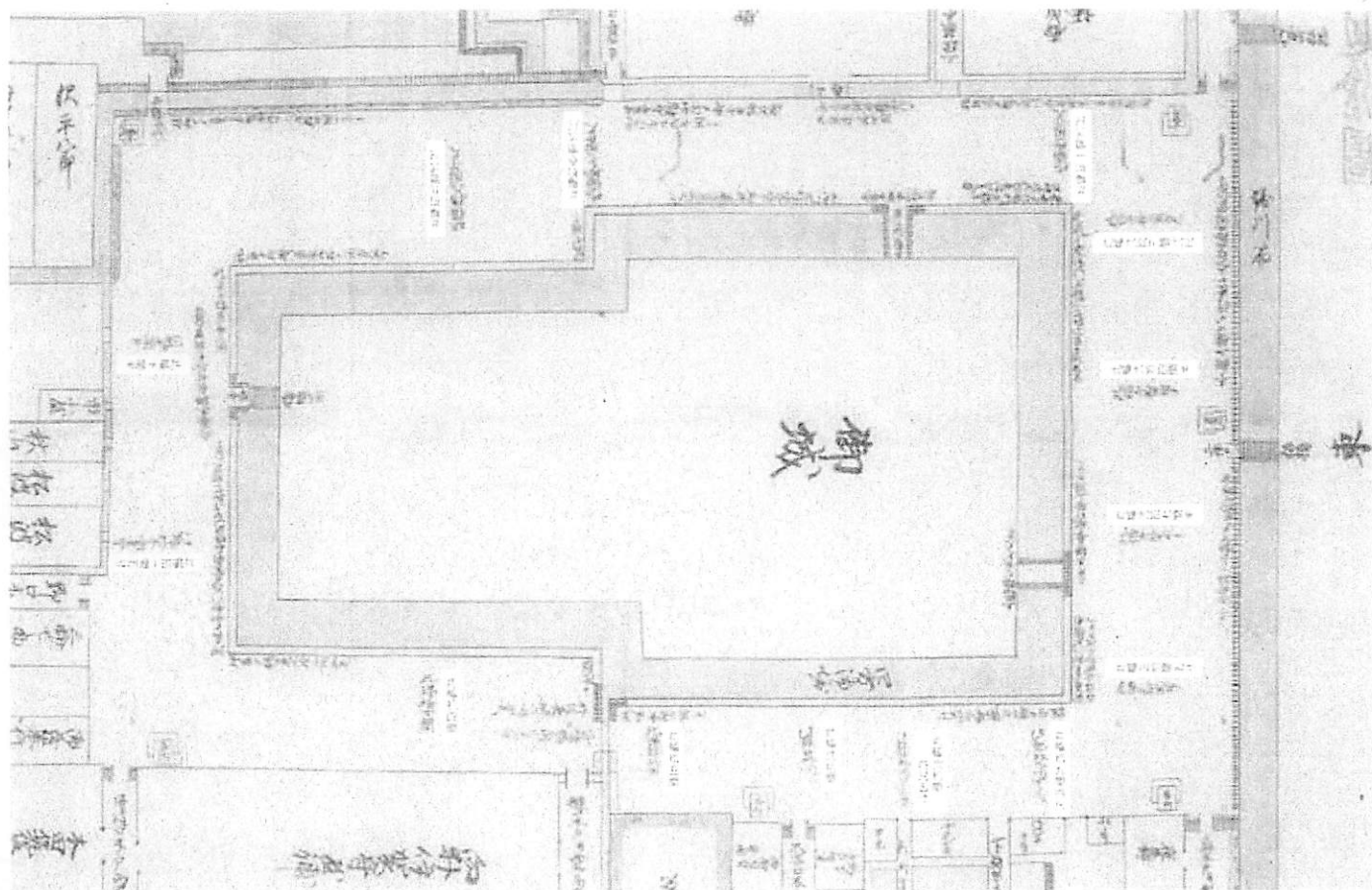
東側空間の変遷

No.	描いている時期	備考	資料
①	寛永頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の外周には市街地との間に空地が設けられていた。 特に東側は、寛永3年(1626)、後水尾天皇行幸の一行が東大手門から入城されるにあたって使用された。 	洛中洛外図屏風(歴博 F 本) (江戸時代中期) 国立歴史民俗博物館蔵
②	享保頃	<ul style="list-style-type: none"> 東側空間の規模は、北側で東西長約45m、南側で東西長約59mあり、外堀東端から堀川の右岸までの広い空間であった。 	二条御城外側廻絵図 (元文元年辰六月写之) 中井家蔵
③	明治6年頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに木柵が設置されている。 外堀沿いに植栽はみられない。 	古写真 (1873) 横浜開港資料館蔵
④	明治15年頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに木柵が設置されている。 外堀沿いに植栽はみられない。 	矢野家写真資料 (明治15年頃) 京都府立総合資料館
⑤	大正4年	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いの木柵は撤去される。 	大正大禮京都府記事關係 寫真材料 (大正4年) 京都府立総合資料館
⑥	昭和初期	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに低木による生垣が配されている。 	黒川翠山撮影写真資料 (大正～昭和初期) 京都府立総合資料館



① 洛中洛外図屏風(歴博 F 本)(江戸時代中期)

国立歴史民俗博物館蔵



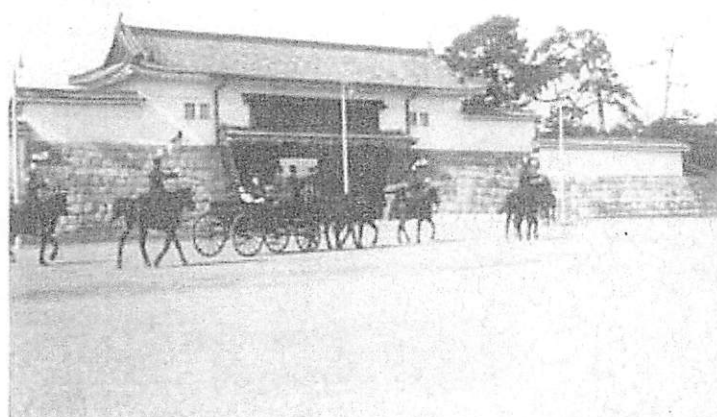
② 三条御城外側測繪圖（元文元年於六月寫之）
中井家藏



③ 古写真（1873）
横浜開港資料館藏



④ 矢野家写真資料（明治15年頃）
京都府立総合資料館藏



⑤ 大正大禮京都府記事關係寫真材料（大正4年）
京都府立総合資料館藏

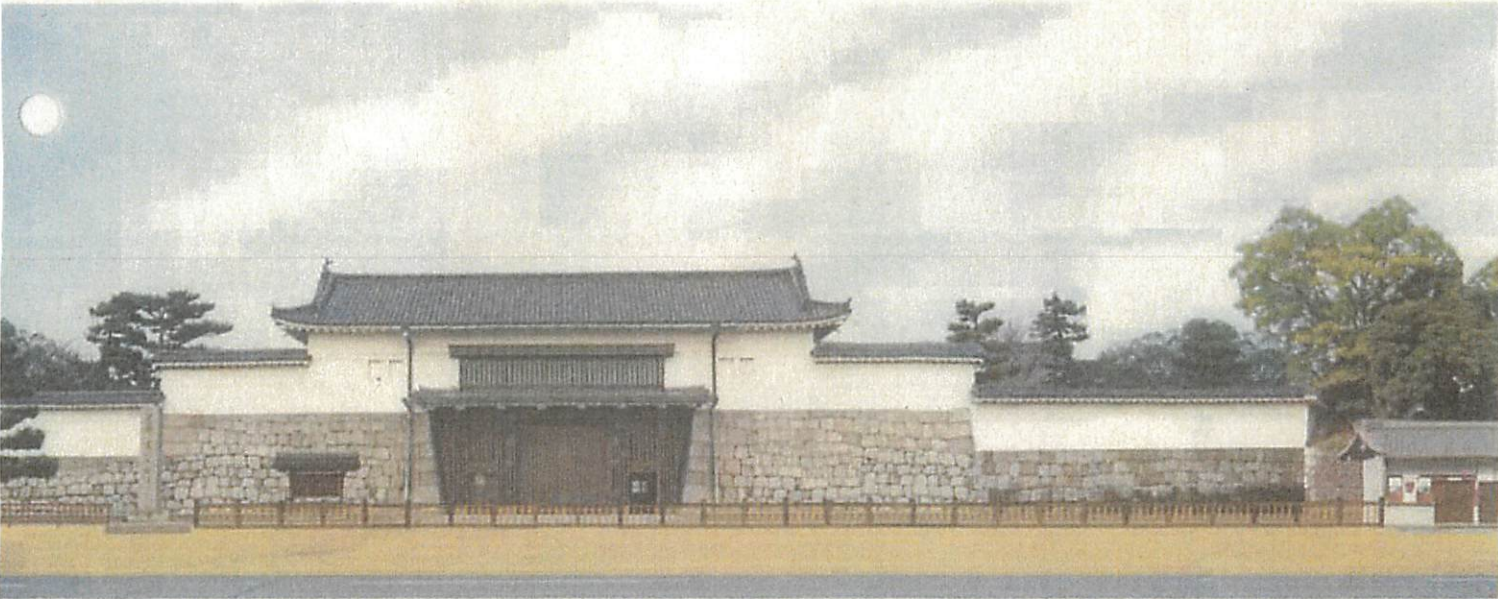


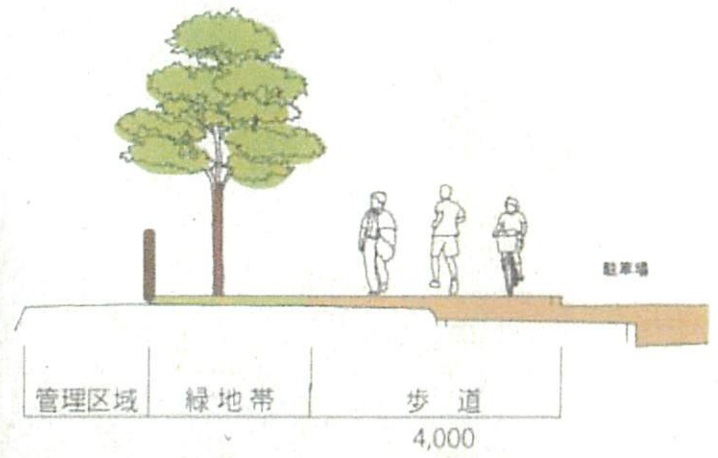
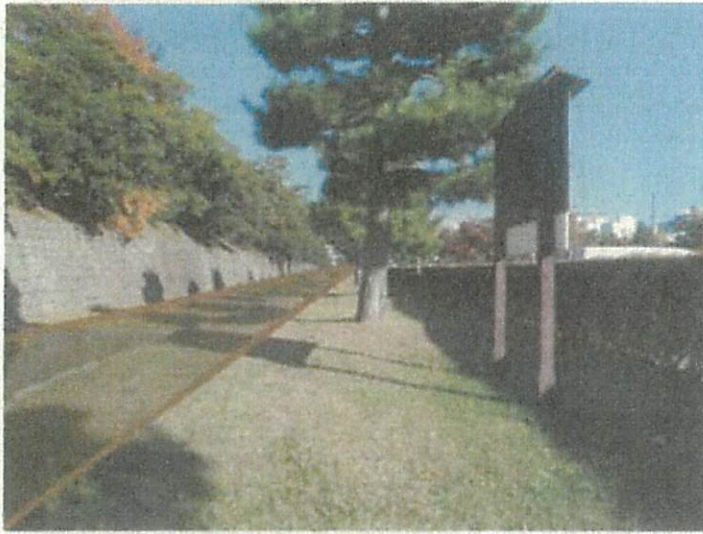
⑥ 黒川碧山撮影写真資料（大正・昭和初期）
京都府立総合資料館藏

現状の景観

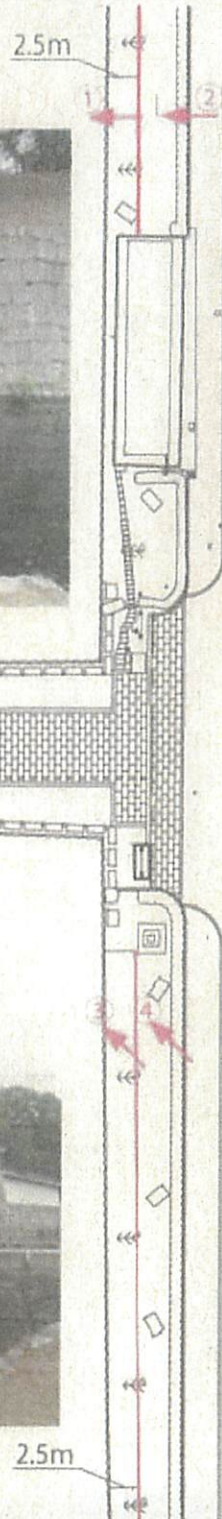


整備後の景観





石垣の見え方検討



東大手門





資料 6

従来のバス停幅 (2.6m)

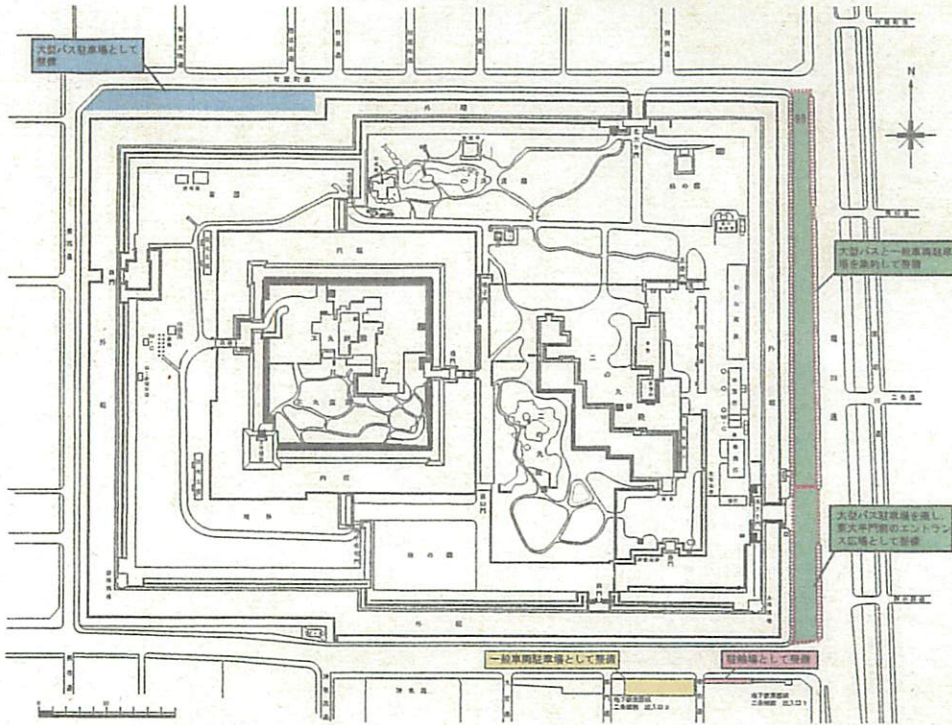
今回整備幅 (最大4.0m)
※ 3.5m有効幅員 + 柵

券売所移設区間
東大手門北多門塀
北端まで移動
(北へ17m)

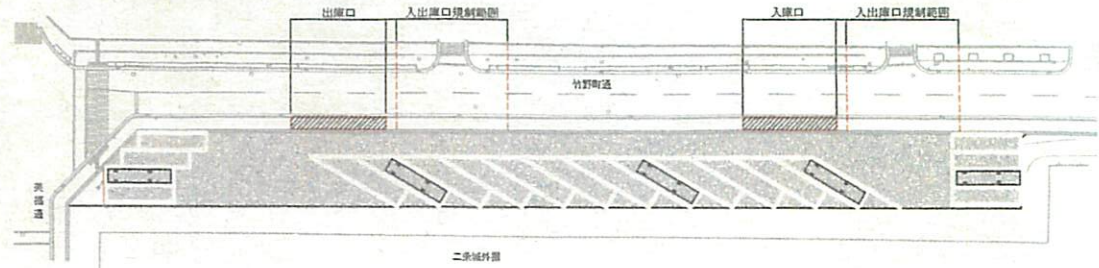
券売所

25000

東大手門



第2駐車場（苗圃） 計画平面図



第3駐車場（押小路南側空地） 計画平面図

